

生徒心得

(前文)

学校は一つの民主的共同体である。

この共同体の成員である生徒各自のきまりは、本来、各自がその社会の成員であるという自覚に立って、自主的に決めてゆくべきであって、決して形式的な徳目によって規制すべきものではない。従って以下に記した心得は、共同体の連帯を保持し、教育の目的を実現するための最小限のルールとして示すものである。

(礼儀)

1. 常に本校生徒としての誇りをもち、相互信頼の精神によって、好ましい人間関係を作るために努力し、そのなかで、自然に、日常生活の礼儀習慣を身につけること。
2. お互いに意見の違いが起こっても、腕力に訴えるのは最悪の解決法である。話し合いによる理性的な関係を堅持しよう。

(交友交際)

友人相互で、学び合い、その中で良友を見出すと共に、多くの友達との触れあいを通して、視野を広めよう。

(服装)

服装は清潔を旨とし、すべて別記に定める規定による。ただし、疾病などやむを得ぬ事情があるときは、保護者から異装願いを生活指導部に出し、生活指導部の許可を受けることができる。

(登下校)

1. 始業時は8時40分であるが、8時35分以降は遅刻とする。少なくとも8時30分までには登校すること。
2. 登校時から授業終了時までには外出を禁止する。ただし、やむを得ない所用の場合は諸届欄に用件を記入し、学級担任の許可を受けること。
3. 下校時刻は午後5時とする。ただし、顧問、担任等の付添いのある活動は下校を延長することができる。

(校内生活)

1. 授業はやむを得ぬ理由による以外はみだりに欠課してはならない。
2. 授業開始の合図で着席し、授業を受ける態度で待つこと。
3. 授業中、携帯電話は電源を切って鞆の中にしまっておくこと。
4. 自習の場合は、関係の先生又は教務の先生の指示をうけ、教室において自習すること。
5. 貴重品はなるべく持参しないこと。万一持参したときは、紛失・盗難のないように細心の注意を払うこと。体育、その他の授業、部活動等で、貴重品を携帯できない場合は、ロッカーに入れ鍵をかけ万全を期すること。
6. 校舎・校具は大切に取り扱い、万一誤って破損紛失したときは、直ちに教員に申し出ること。なお、本人の不注意による破損等は、修繕費等を負担しなければならない。
7. 学校の器具を使用するときは、あらかじめ係の先生の許可を得て使用し、使用後はよく整頓しておくこと。
8. 学校内外で、生徒が企画した集会等を実施する場合は、あらかじめ生徒会部の許可を受けること。
9. 掲示物を貼布し、またはビラ等を配布するときは、必ず生徒会部に事前に届け出ること。
10. 許可なく屋上への立ち入りは禁止する。また、4階渡り廊下等への立ち入りも禁止する。
11. 非常時以外の非常階段の使用は禁止する。
12. 自転車は所定の自転車置場に整然と並べ、校外にみだりに放置しないこと。
13. 自転車通学を希望する者は、生活指導部の許可を受け、通学用自転車の所定の位置にステッカーを貼ること。

(考査)

1. 考査は厳正な態度で受け、不正な行為は絶対にしないこと。不正行為が発覚したときは、特に厳しく指導する。
2. 定期考査1週間前より、原則として、部活動は禁止する。
3. 定期考査1週間前より、考査期間中、職員室及び各教科準備室への入室を厳禁する。
4. 考査時の机の配置は原則として縦6列とし、出席順に着席すること。
5. 考査時は、筆記用具のみ机におき、教科書・ノート等はすべて鞆に入れ、椅子の下におき、机の中には何も入れておかないこと。
6. 考査期間中、校舎内への携帯電話等電子機器類の持ち込みは禁止とする。
7. 考査時の遅刻者については、時間延長は認めない。また、欠席したときはその理由を担任に申し出ること。

(日直)

日直の任務は次の通りである。

1. 日直はその日1日中の授業がスムーズに行われるよう、特に清掃に気をつける。
2. 窓の開閉、照明の点滅、室内の整理整頓等の管理。
3. 授業開始までに黒板をふいておく。
4. 学級日誌を記入し、学級担任に提出する。
5. 放課後、窓を全部閉めて帰る。

以上責任をもって執行すること。

(交通道德)

1. 登・下校時においては交通規則及び公衆道德を守ること。
2. 徒歩通学生は右側、または歩道通行を守り、多数が路上で横隊となって通行するような行為は厳に慎むこと。
3. 自転車での通学においては次のことを必ず守ること。
 - ① 自転車は必ず学年別所定の場所に整然として置くこと。
 - ② 道路交通法に違反する行為はしないこと。
(二人乗り、傘さし運転、無灯火走行、携帯電話を操作しながらの走行、イヤホン装着など)
 - ③ 右折・左折の際は前後左右を確認すること。
 - ④ 並進通行をしないこと。
 - ⑤ 本校北門外側の住宅地内のカキハラ地区、及び私道(狭い坂道)の通行は禁止する。
 - ⑥ 自らの生命の尊重に留意し、事故のもたらず社会的責任を充分認識すること。

(校外生活)

1. 享乐的な場所への出入りは厳に慎むこと。
2. 下校時の無用な寄り道や、夜間外出は慎むこと。やむを得ぬ場合でも、服装・言行に留意し、帰宅時間を家の人に告げておき、必ず守ること。
3. 未成年者の飲酒・喫煙は、法によって禁じられているため、行わないこと。
4. 休日等の私的な旅行は原則として、保護者の付き添いを必要とすると共に、周到的な計画を立て、無理のない行程を組むこと。
5. アルバイトは、原則として禁止する。ただし家庭の事情により保護者の責任のもと行う場合はこの限りでない。